

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国反独占法

2022年6月24日第13期全国人民代表大会常務委員会第35回会議において『中華人民共和国反独占法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」採択 2022年8月1日施行

目次

- 第1章 総則
- 第2章 独占合意
- 第3章 市場支配的地位の濫用
- 第4章 事業者の集中
- 第5章 行政権力の濫用による競争の排除又は制限
- 第6章 独占の嫌疑にかかわる行為に対する調査
- 第7章 法律責任
- 第8章 附則

第1章 総則

第1条 独占行為を予防及び防止し、市場の公平な競争を保護し、イノベーションを奨励し、経済運営効率を高め、消費者の利益及び社会公共利益を維持・保護し、かつ、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内の経済活動における独占行為には、本法を適用する。中華人民共和国国外の独占行為であって、国内の市場競争に対し排除又は制限的影響を生じるものには、本法を適用する。

第3条 本法所定の独占行為には、次に掲げるものが含まれる。

- (一) 事業者による独占合意の締結
- (二) 事業者による市場支配的地位の濫用
- (三) 競争を排除又は制限する効果を有し、又は有する虞がある事業者の集中

第4条 反独占業務は、中国共産党の指導を堅持する。

国は、市場化・法治化の原則を堅持し、競争政策の基礎的地位を強化し、社会主義市場経済に相応する競争規則を制定及び実施し、マクロコントロールを完全化し、統一的、開放的、競争的であり、かつ、秩序がある市場体系を健全化する。

第5条 国は、公平競争審査制度を確立し健全化する。

行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織は、市場主体経済活動に関わる規定を制定する際に、公平競争審査を行わなければならない。

第6条 事業者は、公平な競争及び自由意思による連合を通じて、法により集中を実施し、事業規模を拡大し、市場競争能力を高めることができる。

第7条 市場支配的地位を有する事業者は、市場支配的地位を濫用し、競争を排除又は制限してはならない。

第8条 国有経済が支配的地位を占める、国民経済の命脈及び国の安全に係る業種並びに法により専営・専売を実行する業種について、国は、その事業者の適法な事業活動について保護を与え、かつ、事業者の事業行為並びにその商品及びサービスの価格について法により監督管理及び調節・コントロールを実施し、消費者の利益を維持・保護し、技術の進歩を促進する。

前項所定の業種の事業者は、法により事業を行い、誠実に信義を守り、厳格に自己規律し、社会公衆の監督を受けなければならない、その支配的地位又は専営・専売的地位を利用して消費者の利益を損なってはならない。

第9条 事業者は、データ及びアルゴリズム、技術、資本上の優位性並びにプラットフォーム規則等を利用して、本法が禁止する独占行為に従事してはならない。

第10条 行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織は、行政権力を濫用し、競争を排除又は制限してはならない。

第11条 国は、反独占規則制度を健全化・完全化し、反独占監督管理力を強化し、監督管理能力及び監督管理体系の近代化レベルを高め、反独占に係る法律執行及び司法を強化し、独占事件を法により公正かつ効率的に審理し、行政法律執行と司法との連携メカニズムを健全化し、公平競争秩序を維持・保護する。

第12条 国務院は、反独占委員会を設立し、反独占業務の組織、調整・統括及び指導につき責任を負わせ、次に掲げる職責を履行させる。

- (一) 関係する競争政策を研究・立案すること。
- (二) 市場の総体的競争状況の調査又は評価を組織し、評価報告を發布すること。
- (三) 反独占ガイドラインを制定及び發布すること。
- (四) 反独占行政法律執行業務を調整・統括すること。
- (五) 国務院所定のその他の職責

国務院の反独占委員会の構成及び業務規則は、国務院が定める。

第13条 国務院反独占法律執行機構は、反独占の統一的な法律執行業務につき責任を負う。

国務院反独占法律執行機構は、業務上の必要に基づき、省、自治区及び直轄市の人民政府の相応する機構に授権し、本法の規定により、関係する反独占法律執行業務につき責任を負わせることができる。

第14条 業種協会は、業種自己規律を強化し、当該業種の事業者が法により競争して適法に事業を行うよう誘導し、市場の競争秩序を維持・保護しなければならない。

第15条 本法において「事業者」とは、商品の生産若しくは販売に従事し、又はサービスを提供する自然人、法人及び非法人組織をいう。

本法において「関連市場」とは、事業者が一定の期間内において特定の商品又はサービス（以下「商品」と総称する。）につき競争を行う商品範囲及び地域範囲をいう。

第2章 独占合意

第16条 本法において「独占合意」とは、競争を排除又は制限する合意、決定又はその他

の協同行為をいう。

第17条 競争関係を有する事業者が次に掲げる独占合意を締結することは、これを禁止する。

- (一) 商品の価格を固定又は変更するもの
- (二) 商品の生産数量又は販売数量を制限するもの
- (三) 販売市場又は原材料調達市場を分割するもの
- (四) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、又は新技術若しくは新製品の開発を制限するもの
- (五) 連合して取引をボイコットするもの
- (六) 国務院反独占法律執行機構が認定するその他の独占合意

第18条 事業者が取引の相手方と次に掲げる独占合意を締結することは、これを禁止する。

- (一) 第三者に対する商品の再販売価格を固定するもの
- (二) 第三者に対する商品の再販売最低価格を限定するもの
- (三) 国務院反独占法律執行機構が認定するその他の独占合意

前項第1号及び第2号所定の合意については、当該合意が競争を排除及び制限する効果を有しない旨を事業者が証明することができる場合には、これを禁止しない。

関連市場における自らの市場占有率が、国務院反独占法律執行機構所定の標準を下回り、かつ、国務院反独占法律執行機構所定のその他の条件に適合する旨を事業者が証明することができる場合には、これを禁止しない。

第19条 事業者は、他の事業者を組織して独占合意を締結させ、又は他の事業者の独占合意締結のために実質的な支援を提供してはならない。

第20条 事業者が、締結した合意が次に掲げるものの1つに該当する旨を証明することができる場合には、本法第17条、第18条第1項及び第19条の規定を適用しない。

- (一) 技術を改良し、又は新製品を研究・開発するためのもの
- (二) 製品の品質を高め、原価を引き下げ、若しくは効率を増進し、製品の規格若しくはは標準を統一し、又は専門化された分業を実行するためのもの
- (三) 中小事業者の事業効率を高め、中小事業者の競争力を増強するためのもの
- (四) エネルギーの節約、環境の保護及び災害救済・救助等の社会公共利益を実現するためのもの
- (五) 経済が不景気であることに起因し、販売量の重大な下降又は生産の明らかな過剰を緩和・解消するためのもの
- (六) 対外貿易及び対外経済合作における正当な利益を保障するためのもの
- (七) 法律及び国務院所定のその他のもの

前項第1号ないし第5号のものに該当し、本法第17条、第18条第1項及び第19条の規定を適用しない場合には、事業者は、締結した合意が関連市場の競争を重大に制限することとならず、かつ、消費者をしてこれにより生じる利益を享受させることができる旨の証明もしなければならない。

第21条 業種協会は、当該業種の事業者を組織して、本章が禁止する独占行為に従事させてはならない。

第3章 市場支配的地位の濫用

第22条 市場支配的地位を有する事業者が次に掲げる市場支配的地位を濫用する行為に従事することは、これを禁止する。

- (一) 不公平な高価格により商品を販売し、又は不公平な低価格により商品を購入する行為
- (二) 正当な理由がなく、原価を下回る価格により商品を販売する行為
- (三) 正当な理由がなく、取引の相手方と取引を行うことを拒絶する行為
- (四) 正当な理由がなく、取引の相手方が自己とのみ取引を行うことができ、又は自己の指定する事業者とのみ取引を行うことができるように限定する行為
- (五) 正当な理由がなく、商品を抱き合わせて販売し、又は取引の際にその他の不合理な取引条件を付加する行為
- (六) 正当な理由がなく、条件が同一の取引の相手方に対し取引価格等の取引条件において差をつけた待遇を実行する行為
- (七) 国務院反独占法律執行機構が認定する市場支配的地位を濫用するその他の行為

市場支配的地位を有する事業者は、データ及びアルゴリズム、技術並びにプラットフォーム規則等を利用して、前項所定の市場支配的地位を濫用する行為に従事してはならない。

本法において「市場支配的地位」とは、事業者が関連市場内において商品の価格、数量若しくはその他の取引条件を支配することができ、又は他の事業者の関連市場への参入を妨害し、若しくはそれに影響を及ぼすことができる能力を有する市場地位をいう。

第23条 事業者が市場支配的地位を有すると認定する場合には、次に掲げる要素によらなければならない。

- (一) 当該事業者の関連市場における市場占有率及び関連市場の競争状況
- (二) 当該事業者が販売市場又は原材料調達市場を支配する能力
- (三) 当該事業者の財力及び技術条件
- (四) 他の事業者の当該事業者に対する取引における依存の程度
- (五) 他の事業者の関連市場への参入に係る難易の程度
- (六) 当該事業者の市場支配的地位の認定と関係するその他の要素

第24条 次に掲げる事由の1つがある場合には、事業者が市場支配的地位を有すると推定することができる。

- (一) 1名の事業者の関連市場における市場占有率が2分の1に到達するとき。
- (二) 2名の事業者の関連市場における市場占有率の合計が3分の2に到達するとき。
- (三) 3名の事業者の関連市場における市場占有率の合計が4分の3に到達するとき。

前項第2号又は第3号所定の事由がある場合において、そのうちのある事業者の市場占有率が10分の1に満たないときは、当該事業者が市場支配的地位を有すると推定しないものとする。

市場支配的地位を有すると推定される事業者が市場支配的地位を有しない旨を証明する証拠を有する場合には、その者が市場支配的地位を有すると認定しないものとする。

第4章 事業者の集中

第25条 「事業者の集中」とは、次に掲げることをいう。

- (一) 事業者が合併すること。
- (二) 事業者が株主権益又は資産を取得する方式を通じて他の事業者に対する支配権を取得すること。
- (三) 事業者が契約等の方式を通じて、他の事業者に対する支配権を取得し、又は他の事業者に対し決定的影響を与えることができること。

第26条 事業者の集中が国務院所定の申告標準に到達する場合には、事業者は、事前に国務院反独占法律執行機構に対し申告しなければならない。申告していない場合には、集中を実施してはならない。

事業者の集中が国務院所定の申告標準に到達していないが、当該事業者の集中が競争を排除又は制限する効果を有し、又は有する虞がある旨を証明する証拠がある場合には、国務院反独占法律執行機構は、事業者に申告するよう要求することができる。

事業者が前二項の規定どおりに申告を行わない場合には、国務院反独占法律執行機構は、法により調査を行わなければならない。

第27条 事業者の集中に次に掲げる事由の1つがある場合には、国務院反独占法律執行機構に対し申告しないことができる。

- (一) 集中に参加する1名の事業者が他の各事業者の100分の50以上の議決権附株式又は資産を保有するとき。
- (二) 集中に参加する各事業者の100分の50以上の議決権附株式又は資産が集中に参加していない同一の事業者により保有されるとき。

第28条 事業者は、国務院反独占法律執行機構に対し集中を申告する場合には、次に掲げる文書及び資料を提出しなければならない。

- (一) 申告書
- (二) 集中による関連市場の競争状況に対する影響の説明
- (三) 集中合意
- (四) 集中に参加する事業者の、会計士事務所の会計監査を経た前会計年度の財務会計報告
- (五) 国務院反独占法律執行機構所定のその他の文書及び資料

申告書には、集中に参加する事業者の名称、住所、事業範囲、集中を実施する予定の日及び国務院反独占法律執行機構所定のその他の事項を記載しなければならない。

第29条 事業者が提出した文書又は資料が完備していない場合には、国務院反独占法律執行機構所定の期間内に文書又は資料を補足して提出しなければならない。事業者が期間を徒過して文書又は資料の提出を補足しなかった場合には、申告しなかったものとみなす。

第30条 国務院反独占法律執行機構は、事業者が提出した本法第28条の規定に適合する文書及び資料を接受した日から30日以内に、申告がなされた事業者の集中について初歩的審査を行い、より一層の審査を実施するか否かの決定をし、かつ、書面により事業者に通知しなければならない。国務院反独占法律執行機構が決定をする前において、事業者は、集中を実施してはならない。

国務院反独占法律執行機構がより一層の審査を実施しない旨の決定をし、又は期間を

徒過して決定をしなかった場合には、事業者は、集中を実施することができる。

第31条 国務院反独占法律執行機構は、より一層の審査を実施する旨を決定した場合には、決定の日から90日以内に審査完了し、事業者の集中を禁止するか否かの決定をし、かつ、書面により事業者へ通知しなければならない。事業者の集中を禁止する旨の決定をする場合には、理由を説明しなければならない。審査期間において、事業者は、集中を実施してはならない。

次に掲げる事由の1つがある場合には、国務院反独占法律執行機構は、書面による事業者への通知を経て、前項所定の審査期間を延長することができる。但し、最長でも60日を超えてはならない。

- (一) 事業者が審査期間の延長に同意したとき。
- (二) 事業者が提出した文書又は資料が正確でなく、より一層の確認を必要とするとき。
- (三) 事業者が申告した後において、関係状況に重大な変化が生じたとき。

国務院反独占法律執行機構が期間を徒過して決定をしなかった場合には、事業者は、集中を実施することができる。

第32条 次に掲げる事由の1つがある場合には、国務院反独占法律執行機構は、事業者の集中の審査期間の計算中止を決定し、かつ、書面により事業者へ通知することができる。

- (一) 事業者が規定どおりに文書又は資料を提出せず、審査業務が実施不能となったとき。
- (二) 事業者の集中の審査に対して重大な影響のある新たな状況又は新たな事実が出現し、確認を経なければ審査業務が実施不能となるとき。
- (三) 事業者の集中に付加する制限的条件について更なる評価が必要であり、かつ、事業者が中止請求を提出したとき。

審査期間の計算の中止事由が消滅した日から、審査期間は継続して計算し、国務院反独占法律執行機構は、書面により事業者へ通知しなければならない。

第33条 事業者の集中を審査する場合には、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率及び市場に対するその支配力
- (二) 関連市場の市場集中度
- (三) 事業者の集中による市場参入及び技術進歩に対する影響
- (四) 事業者の集中による消費者及び他の関係する事業者に対する影響
- (五) 事業者の集中による国民経済の発展に対する影響
- (六) 国務院反独占法律執行機構が考慮すべきであると認める、市場競争に影響を及ぼすその他の要素

第34条 事業者の集中が競争を排除又は制限する効果を有し、又は有する虞がある場合には、国務院反独占法律執行機構は、事業者の集中を禁止する旨の決定をしなければならない。但し、当該集中により競争に対し生じる有利な影響が不利な影響を明らかに上回り、又は社会公共利益に適合する旨を事業者が証明することができる場合には、国務院反独占法律執行機構は、事業者の集中について禁止をしない旨の決定をすることができる。

第35条 禁止をしない事業者の集中について、国務院反独占法律執行機構は、集中により競争に対し不利な影響が生じるのを減少させる制限的条件を付加する旨を決定することができる。

第36条 国务院反独占法律執行機構は、事業者の集中を禁止する旨の決定又は事業者の集中について制限的条件を付加する旨の決定を遅滞なく社会に対し公布しなければならない。

第37条 国务院反独占法律執行機構は、事業者の集中の分類分級審査制度を健全化し、国家経済・国民生活等の重要分野に関わる事業者の集中に対する審査を法により強化し、審査の質及び効率を高めなければならない。

第38条 外資が国内企業を買収し、又はその他の方式により事業者の集中に参加し、国の安全にかかわるものについては、本法の規定により事業者の集中の審査を行うほか、更に国の関係規定に従い国の安全に係る審査を行わなければならない。

第5章 行政権力の濫用による競争の排除又は制限

第39条 行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織は、行政権力を濫用し、その指定事業者が提供する商品を単位又は個人が販売し、購入し、又は使用するよう限定し、又は形態を変えて限定してはならない。

第40条 行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織は、行政権力を濫用し、事業者と提携合意又は覚書を締結する等の方式を通じて、他の事業者が関連市場に参入するのを妨害し、又は他の事業者に対して不平等な待遇を実行して、競争を排除又は制限してはならない。

第41条 行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織は、行政権力を濫用し、次に掲げる行為を実施し、商品の地区相互間における自由流通を妨害してはならない。

- (一) 他地区の商品について差別的費用收受項目を設定し、差別的費用收受標準を実行し、又は差別的価格を定める行為
- (二) 他地区の商品について当地区の同類商品と異なる技術要求若しくは検査標準を定め、又は他地区の商品について重複検査及び重複認証等の差別的技術措置を講じ、他地区の商品が当地区の市場へ参入するのを制限する行為
- (三) 専ら他地区の商品に焦点を合わせた行政許可を講じ、他地区の商品が当地区の市場へ参入するのを制限する行為
- (四) 検問所を設置し、又はその他の手段を講じ、他地区の商品の参入又は当地区の商品の搬出を妨害する行為
- (五) 商品の地区相互間における自由流通を妨害するその他の行為

第42条 行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織は、行政権力を濫用し、差別的資質要求若しくは評価・審査標準を設定し、又は法どおりに情報を発布しない等の方式により、事業者が入札募集・入札及びその他の事業活動に参加するのを排斥又は制限してはならない。

第43条 行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織は、行政権力を濫用し、当地区の事業者と平等でない待遇等の方式を講じ、他地区の事業者が当地区において投資し、又は分支機構を設立するのを排斥し、制限し、又は強制若しくは形態を変えて強制してはならない。

第44条 行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織は、行

政権力を濫用し、事業者が本法所定の独占行為に従事するよう強制又は形態を変えて強制してはならない。

第45条 行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織は、行政権力を濫用し、競争を排除又は制限する内容を含む規定を制定してはならない。

第6章 独占の嫌疑にかかわる行為に対する調査

第46条 反独占法律執行機構は、独占の嫌疑にかかわる行為について法により調査を行う。

独占の嫌疑にかかわる行為について、いかなる単位及び個人も、反独占法律執行機構に対し通報する権利を有する。反独占法律執行機構は、通報者のために秘密を保持しなければならない。

通報につき書面による方式を採用し、かつ、関連する事実及び証拠を提供する場合には、反独占法律執行機構は、必要な調査を行わなければならない。

第47条 反独占法律執行機構は、独占の嫌疑にかかわる行為を調査する場合には、次に掲げる措置を講ずることができる。

- (一) 調査を受ける事業者の営業場所又はその他の関係する場所に立ち入って検査を行うこと。
- (二) 調査を受ける事業者、利害関係人又はその他の関係する単位若しくは個人に質問し、それらの者に対し関係状況の説明を要求すること。
- (三) 調査を受ける事業者、利害関係人又はその他の関係する単位若しくは個人の関係する書類、合意、会計帳簿、業務信書・電報及び電子データ等の文書及び資料を閲覧又は複製すること。
- (四) 関連する証拠を封印し、又は差し押えること。
- (五) 事業者の銀行口座につき照会をすること。

前項所定の措置を講ずる場合には、反独占法律執行機構の主たる責任者に対し書面により報告し、かつ、承認を経なければならない。

第48条 反独占法律執行機構が、独占の嫌疑にかかわる行為を調査する場合には、法律執行人員は、2名を下回ってはならず、かつ、法律執行証書を提示しなければならない。

法律執行人員は、質問及び調査を行う場合には、記録を作成しなければならない。かつ、被質問者又は被調査者が署名しなければならない。

第49条 反独占法律執行機構及びその業務人員は、法律執行の過程において知り得た商業秘密、個人のプライバシー及び個人情報について法により秘密保持義務を負う。

第50条 調査を受ける事業者、利害関係人又はその他の関係する単位若しくは個人は、反独占法律執行機構の法による職責の履行に協力しなければならない。反独占法律執行機構の調査を拒絶又は妨害してはならない。

第51条 調査を受ける事業者又は利害関係人は、意見を陳述する権利を有する。反独占法律執行機構は、調査を受ける事業者又は利害関係人が提出した事実、理由及び証拠について確認を行わなければならない。

第52条 反独占法律執行機構は、独占の嫌疑にかかわる行為について調査確認をした後において、独占行為を構成すると認めるときは、法により処理決定をしなければならない。

かつ、社会に対し公布することができる。

第53条 反独占法律執行機構が調査する、独占の嫌疑にかかわる行為について、調査を受ける事業者が反独占法律執行機構の承認した期間内に具体的措置を講じて当該行為の結果を除去する旨を承諾した場合には、反独占法律執行機構は、調査を中止する旨を決定することができる。調査を中止する旨の決定には、調査を受ける事業者が承諾した具体的内容を記載しなければならない。

反独占法律執行機構は、調査を中止する旨を決定した場合には、事業者による承諾履行の状況について監督を行わなければならない。事業者が承諾を履行した場合には、反独占法律執行機構は、調査を終了する旨を決定することができる。

次に掲げる事由の1つがある場合には、反独占法律執行機構は、調査を再開しなければならない。

- (一) 事業者が承諾を履行しなかったとき。
- (二) 調査を中止する旨の決定をする根拠となった事実に変化が生じたとき。
- (三) 調査を中止する旨の決定が、事業者が提供した、完全でなく、又は真実でない情報に基づきされたものであるとき。

第54条 反独占法律執行機構が行政権力の濫用による競争の排除又は制限の嫌疑にかかわる行為について法により調査を行う場合には、関係する単位又は個人は、これに協力しなければならない。

第55条 事業者、行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織が本法の規定に違反する疑いがある場合には、反独占法律執行機構は、その法定代表者又は責任者に対して約談を行い、これに対し改善措置の提出を要求することができる。

第7章 法律責任

第56条 事業者が本法の規定に違反し、独占合意を締結し、かつ、実施した場合には、反独占法律執行機構が違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収し、かつ、前年度の販売額の100分の1以上100分の10以下の罰金を科し、前年度に販売額がなかった場合には、500万元以下の罰金を科す。締結した独占合意を実施していない場合には、300万元以下の罰金を科すことができる。事業者の法定代表者、主な責任者及び直接責任者が独占合意の締結について個人的責任を負う場合には、100万元以下の罰金を科すことができる。

事業者が他の事業者を組織して独占合意を締結させ、又は他の事業者の独占合意締結のために実質的な支援を提供した場合には、前項の規定を適用する。

事業者が積極的に反独占法律執行機構に対し独占合意の締結に係る関係状況を報告し、かつ、重要な証拠を提供した場合には、反独占法律執行機構は、事情を斟酌して当該事業者に対する処罰を減輕又は免除することができる。

業種協会が本法の規定に違反し、当該業種の事業者を組織して独占合意を締結させた場合には、反独占法律執行機構が是正するよう命じ、300万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大である場合には、社会团体登記管理機関は、法により登記を取り消すことができる。

第57条 事業者が本法の規定に違反し、市場支配的地位を濫用した場合には、反独占法律

執行機構が違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収し、かつ、前年度の販売額の100分の1以上100分の10以下の罰金を科す。

第58条 事業者が本法の規定に違反して集中を実施し、かつ、競争を排除又は制限する効果を有し、又は有する虞がある場合には、国务院反独占法律執行機構が集中の実施を停止し、期間を限り株式又は資産を処分し、期間を限り営業を譲渡し、及び必要なその他の措置を講じて集中前の状態に回復するよう命ずるものとし、前年度の販売額の100分の10以下の罰金を科す。競争を排除又は制限する効果を有しない場合には、500万元以下の罰金を科す。

第59条 本法第56条、第57条及び第58条所定の罰金について、反独占法律執行機構は、具体的罰金額を確定する場合には、違法行為の性質、程度、持続期間及び違法行為の結果の除去状況等の要素を考慮しなければならない。

第60条 事業者は、独占行為を実施し、他人に損害をもたらした場合には、法により民事責任を負う。

事業者が独占行為を実施し、社会公共利益を損なった場合には、区を設置する市級以上の人民検察院は、法により、人民法院に対し、民事公益诉讼を提起することができる。

第61条 行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織が行政権力を濫用し、競争を排除又は制限する行為を実施した場合には、上級機関が是正するよう命ずる。直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、法により処分をする。反独占法律執行機構は、関係する上級機関に対し法により処理する旨の建議を提出することができる。行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織は、関係する是正状況を上級機関及び反独占法律執行機構に書面により報告しなければならない。

法律又は行政法規に、行政機関及び法律又は法規の授権により公共事務管理職能を有する組織が行政権力を濫用して競争を排除又は制限する行為を実施したことに係る処理について別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第62条 反独占法律執行機構が法により実施する審査及び調査について、関係する資料若しくは情報の提供を拒絶し、虚偽の資料若しくは情報を提供し、証拠を隠匿、廃棄若しくは移転し、又は調査を拒絶若しくは妨害するその他の行為をした場合には、反独占法律執行機構が是正するよう命じ、単位に対しては前年度の販売額の100分の1以下の罰金を科し、前年度に販売額がなく、又は販売額について計算が困難である場合には、500万元以下の罰金を科す。個人に対しては50万元以下の罰金を科す。

第63条 本法の規定に違反し、情状が特に重大で、影響が特に劣悪であり、特に重大な結果がもたらされた場合には、国务院反独占法律執行機構は、本法第56条、第57条、第58条又は第62条所定の罰金額の2倍以上5倍以下で具体的な罰金額を確定することができる。

第64条 事業者が本法の規定に違反したことにより行政処罰を受けた場合には、国の関係規定に従って、信用記録に記入し、かつ、社会に対して公示する。

第65条 反独占法律執行機構が本法第34条又は第35条によりなした決定に対し不服がある場合には、まず法により行政再議を申し立てることができる。行政再議決定に対し不服がある場合には、法により行政訴訟を提起することができる。

反独占法律執行機構がなした前項所定以外の決定に対し不服がある場合には、法によ

り行政再議を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。

第66条 反独占法律執行機構の業務人員が職権を濫用し、職務を懈怠し、私情にとらわれて不正行為をし、又は法律執行過程において知り得た商業秘密、個人のプライバシー及び個人情報情報を漏洩した場合には、法により処分をする。

第67条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第8章 附則

第68条 事業者が知的財産権に関する法律又は行政法規の規定により知的財産権を行使する行為には、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為には、本法を適用する。

第69条 農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、運送及び貯蔵・保存等の事業活動において実施する連合又は協同行為には、本法を適用しない。

第70条 本法は2008年8月1日から施行する。

（法令原文名称：中华人民共和国反垄断法）